

JAL更生管財人不当労働行為事件最高裁決定を受け、 整理解雇争議の自主的・全面的解決を求める決議

- 1 最高裁第二小法廷（裁判長小貫芳信、鬼丸かおる、山本庸幸）は、2016年9月23日、JAL更生管財人不当労働行為事件について、日本航空株式会社（JAL）の上告及び上告受理申立を棄却・不受理とする決定をした。同事件は、会社更生手続下のJALにおいて、副操縦士と機長の一部を組織する日本航空乗員組合（JFU）、客室乗務員を組織する日本航空キャビンクルーユニオン（CCU）が整理解雇を回避させるために争議権を確立しようとする最中に、2010年11月16日、更生管財人のディレクターらが「争議権を確立したときには、それが撤回されるまで企業再生支援機構は出資しない」「裁判所は更生計画を認可しない」と恫喝して、争議権の確立を阻止しようとした事案である。この恫喝発言によりJFUは争議権確立にむけた一般投票を中止し、CCUは確立したものの行使は中止せざるを得なかった。労働組合にとって根幹的な権利である争議権を無力化したうえで、当時、巨額の利益を計上し、さらには目標としていた人員体制をすでに達成していたにもかかわらず、敵視する労働組合の組合員を狙い撃ちした大量の整理解雇を強行したことは周知のとおりである。
- 2 同事件について、東京都労働委員会は、2011年7月5日更生管財人のディレクターの発言を支配介入の不当労働行為と認定し、救済命令を発令した。JALは、当該救済命令の取消しを求めて東京地裁に訴訟を提起したが、東京地裁は2014年8月28日JALの請求を棄却した。そして、JALの控訴に対し、東京高裁も2015年6月28日更生管財人ディレクターの不当労働行為を再度認定した。東京高裁は、「争議権の確立は、労働組合が会社と交渉する際に、会社との対等性を確保するための有力な対抗手段」であり、「労働組合にとって最も根幹的な権利」のひとつであることからすれば、「争議権の確立を目指して組合員投票を行うことは、労働組合としてのあり方そのものを問う極めて重要な組合活動である」としたうえで、管財人ディレクターの発言は、争議権の確立に向けて運動中の組合の活動を抑制することを意図してなされたものであり、支配介入であると認定した。注目すべきは、東京高裁判決が、JALが争議行為を阻止したいのであれば、労働組合が求めるところをも踏まえて、労働組合との間で何らかの妥協を図るしかなかったと指摘したことである。高裁判決に対するJALの上告申立に対して、最高裁は、棄却・不受理とする決定をした。
- 3 JALによる整理解雇は、2015年2月4日と5日の最高裁（第2小法廷、第1小法廷）の不当決定により、整理解雇は有効であるとする司法判断は確定している。しかし、本事件によって、JALによる整理解雇は、整理解雇回避を求める労働組合の争議権確立を管財人ディレクターの恫喝によって阻止したうえで、強行されたものであったことが明らかにされた。

4 更生管財人ディレクターの不当労働行為が確定し、整理解雇に大きな瑕疵が存することが明らかになった今、改めて労使協議の場を設け、それを通じて整理解雇問題を解決することはJALに課された義務である。ILO（国際労働機関）も3度にわたる勧告で、JALに対し労使協議を通じた整理解雇事件の解決を求めている。そのなかで、JFUとCCUは、「統一要求」をJALに提起した。それは、労働組合の側から、一連の争議を全面的解決するための実効的提案であり、「被解雇者に関する要求」として、職場復帰を希望する被解雇者の職場復帰、病気等の理由で現職への復帰が適わない被解雇者についての地上職場における雇用の確保、年齢等により職場復帰がかなわない被解雇者に対する補償をあげ、「労使関係の正常化に関する要求」として、整理解雇強行によって損なわれた労使関係の正常化と安全運航の確立等を求めている。

以上を踏まえ、自由法曹団は、JALに対し、労働組合の「統一要求」を前提に、直ちに労使協議を開始し、整理解雇問題を最終的かつ抜本的に解決することを求めるとともに、全ての使用者に対し、争議権をはじめとする労働基本権の尊重を求めるものである。

自由法曹団は、引き続き、雇用確保、労働条件向上等を求める労働者、労働組合のたかひを全力で支援する。

2016年10月24日
自由法曹団 佐賀・唐津総会